

平成25年9月18日

第48回 社会保障審議会 介護保険部会 提出資料

(医) 真正会 齊藤正身

1. 通所介護について

◆ 通所介護における「個別機能訓練」について

通所介護における個別機能訓練加算には2種類あり、
直接対応がなくとも機能訓練指導員*配置下での機能訓練で算定できるⅠ（42単位）と、
 個別を含む小集団の直接的な機能訓練で算定できるⅡ（50単位）があり、
両方の人員要件を満たすことで同時算定もできる（92単位）。

*機能訓練指導員：PT、OT、ST、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師
 （なお、Ⅰの機能訓練に内容の制限はないが、Ⅱは生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施するもので、身体機能の維持回復を図るものではない。

→ 詳細は参考資料を参照

◆ 通所リハにおける個別リハビリテーション加算について

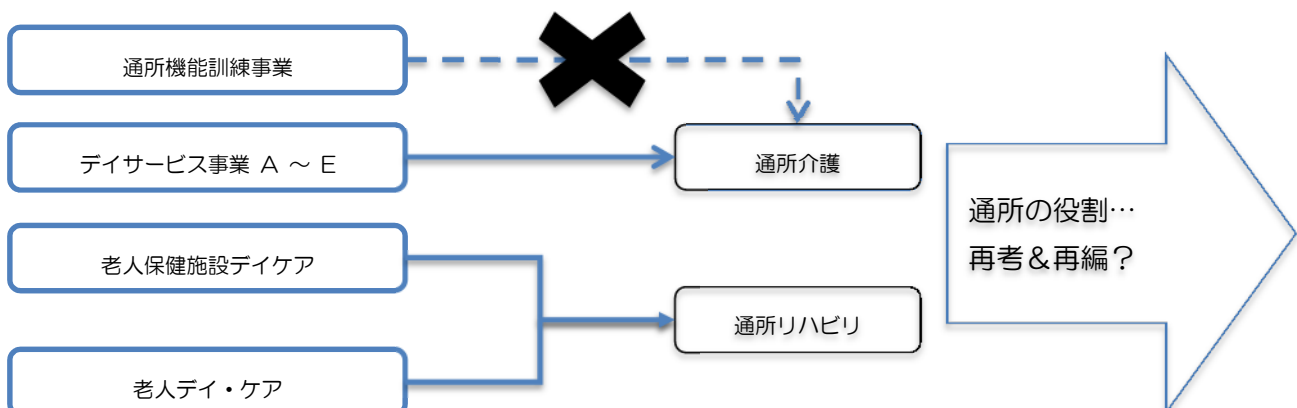
通所リハにおける個別リハ加算（80単位）は、医師をはじめとする多職種協働で行うPDCAサイクルを前提に、リハ専門職が個別対応で20分以上対応した場合の評価。

◆ 各々の要件が満たされれば、

通所介護での個別機能訓練加算（92単位）は、
 通所リハでの個別リハ加算（80単位）を上回ることになる…。

2. 通所系サービスの今後を考えると…

介護保険制度導入により



<参考資料>

個別機能訓練加算Ⅰ(42単位/日)	個別機能訓練加算Ⅱ(50単位/日)
<p>通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下「理学療法士等」)を一名以上配置。</p>	<p>専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下「理学療法士等」)を一名以上配置。</p>
<p>機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、<u>利用者ごとに作成された個別機能訓練計画</u>に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。</p> <p>個別機能訓練計画の作成及び実施において利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。</p>	<p>機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、<u>利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画</u>を作成していること。</p> <p>個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、<u>理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。</u></p>
<p>個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る機能訓練は、<u>提供時間帯</u>を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を一名以上配置して行う。この場合、例えば一週間のうち、月曜日から金曜日は常勤の理学療法士等が配置され、それ以外の曜日に非常勤の理学療法士等だけが配置されている場合は、非常勤の理学療法士等だけが配置されている曜日については、当該加算の対象とはならない。(個別機能訓練加算(Ⅱ)の要件に該当している場合は、その算定対象となる。)</p> <p>なお、通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。</p>	<p>個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を一名以上配置して行う。この場合、例えば、一週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。</p> <p>なお、通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。</p>
<p>個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る機能訓練の項目の選択については、機能訓練指導員等が、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者の選択を援助し、利用者が選択した項目ごとにグループに分かれて活動することで、心身の状況に応じた機能訓練が適切に提供されることが要件となる。また、機能訓練指導員等は、利用者の心身の状態を勘案し、項目の選択について必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練は、<u>身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施するものである。</u></p> <p>具体的には、適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標(一人で入浴が出来るようになりたい等)を設定のうえ、当該目標を達成するための訓練を実施すること。</p> <p>目標については、利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。</p> <p>個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練は、類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された五人程度以下の小集団(個別対応含む)に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とすること。実施時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練内容の実施に必要な一回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定すること。</p> <p>また、生活機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するためには、計画的・継続的に行う必要があることから、概ね週一回以上実施することを目安とする。</p>